申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市災害弔慰金の支給等に関する	災害援護資金の償還金の償還	地域福祉課
条例施行規則第9条	免除の決定	

1 審査基準

貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けた又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたか。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ・ 災害援護資金の貸付けを受けた者が、資産の状況について報告を求められた 際に正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・ 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済 額を償還することができると認められるとき。

(関連法令)

災害弔慰金の支給等に関する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

災害救助法

災害救助法施行令

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 標準処理期間

14日

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方 は、申し出てください。